

2026年2月吉日

新入生・保護者各位

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部 学務課

修学奨励生の出願について

修学を支援する手段としては、高等教育の修学支援新制度（給付型奨学生）や日本学生支援機構などの奨学生のほか、本学には修学支援制度があります。

出願資格は次のとおりですが、原則として家計の困窮度が高い者を選考し、若干名を採用しています。

【出願資格】

健康にして学業成績および人物ともに良好であり、かつ、学費負担者の経済的事情により学業の継続が困難と認められ、次の条件を備えていなければならない。

- (1) 大学における学修に意欲があり、本学への入学を強く望んでいる者または在学している者
- (2) 家計基準が給与所得の場合は841万円以下、給与所得以外の場合は355万円以下である者

修学奨励生に出願する方は、2026年3月27日（金）までに出願フォームから関係書類を添えてお手続きくださいようお願いいたします。

関係書類は、家計基準を判断するための収入が分かる書類で、令和7年の「源泉徴収票」や「所得・(非)課税証明書」、「確定申告書」などになります。フォームへの添付が難しいときは、担当までご郵送ください。

なお、修学奨励生の出願の前に、文部科学省『高等教育の修学支援新制度』をご覧いただきますようお願いいたします。

修学奨励生については、高等教育の修学支援新制度の給付型奨学生（多子世帯を含む）との併用はできませんので、ご了承ください。

〒031-8588 青森県八戸市美保野13-98
八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部
学務課担当 中村、河村、工藤